2　競争参加資格
⑴　大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構契約事務取扱規則（以下「契約規則」という。）第３条及び第４条の規定に該当しない者であること。
⑵　国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構の競争参加資格のいずれかにおいて平成26年度に関東・甲信越地域の「物品の製造」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。
⑶　製造物品に関する研究体制及び迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
⑷　製造物品に関する技術水準が高く、かつ製造実績があることを証明した者であること。
⑸　契約規則第５条の規定に基づき、機構長が定める資格を有する者であること。
⑹　高エネルギー加速器研究機構長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒305―0801 つくば市大穂１－１　大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構財務部契約課契約第七係　吉原　裕一　電話029―864―5167
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札説明会の日時及び場所　平成26年４月２日14時00分　大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構管理棟会議室
⑷　入札書の受領期限　平成26年５月16日17時00分
⑸　開札の日時及び場所　平成26年５月30日14時30分　大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構管理棟財務部入札室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本機構の交付する図面及び仕様書等に基づき作成した製造物品の製作仕様書等を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、高エネルギー加速器研究機構長から製作仕様書等に関し説明及び協議を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を製造できると機構長が判断した入札者であって、契約規則第12条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は、入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Atsuto Suzuki, Director General, Inter-University Research Institute Corporation High Energy Accelerator Research Organization
⑵　Classification of the products to be procured : 10
⑶　Nature and quantity of the products to be manufactured : Aluminum Stabilized Superconducting Cable 1 Set
⑷　Delivery period : By 31 March, 2015
⑸　Delivery place : Inter-University Research Institute Corporation High Energy Accelerator Research Organization Tokai campus
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
A　not come under Article 3 and 4 of the Regulation concerning the Contract for Inter-University Research Institute Corporation High Energy Accelerator Research Organization,
B　have the Grade A, Grade B or Grade C qualification during fiscal 2014 in the Kanto・Koshinetsu area in manufacture of product for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency, or in tenders by Inter-University Research Institute Corporation High Energy Accelerator Research Organization,
C　prove to have prepared a system to provide research, rapid after-sale service and maintenance for the procured products,
D　prove to keep a high technological level and have actually manufactured the products concerned,
E　meet the qualification requirements which Director General, Inter-University Research Institute Corporation High Energy Accelerator Research Organization may specify in accordance with Article 5 of the Regulation Concerning the Contract for Inter-University Research Institute Corporation High Energy Accelerator Research Organization,
F　not be currently under a suspension of business order as instructed by Director General, Inter-University Research Institute Corporation High Energy Accelerator Research Organization.
⑺　Time limit of tender : 17 : 00　16 May, 2014
⑻　Contact point for the notice : Yuuichi Yoshiwara, Contracts Unit 7, Contracts Division, Financial Department, Inter-University Research Institute Corporation High Energy Accelerator Research Organization, 1―1 Oho Tsukuba-shi 305―0801 Japan, TEL 029―864―5167

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年3月26日
契約責任者
株式会社ゆうちょ銀行　執行役副社長
間瀬　朝久

◎調達機関番号　411　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　14
⑵　競争に付する事項　通帳発行機の購入及び保守
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　履行期間　契約締結日から平成34年12月31日まで
⑸　履行場所　入札説明書による。
⑹　入札・開札の日時及び場所　平成26年４月11日午後１時10分　日本郵政ビル１階入札室
2　競争参加資格
⑴　下記ア、イ、ウ及びエに該当しない者であること。
ア　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
イ　下記の各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後２年間を経過していない者。代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
㋐　契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
㋑　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
㋒　競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者
㋓　監督又は検査に際し職務の執行を妨げた者
㋔　正当な理由が無くて契約を履行しなかった者
㋕　その他、会社に損害を与えた者
ウ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をした者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定を受けた者を除く。
エ　前各号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト、社会運動標ぼうゴロ等、その他次の各号に掲げる者をいう。